

6月定例会で本委員会に
工事請負契約の締結（みど
り園跡地整備に伴う解体撤
去工事、ごみ中継施設建設
工事、五條市新庁舎（国・
県・市集約型）建設造成工
事2工区）の計3議案が付
託され、審査を行い、採決
の結果、可決すべきものと
されました。

委員会での質疑内容の一
部を抜粋してお知らせしま
す。

工事請負契約の締結について （みどり園跡地整備に伴う解体 撤去工事）

委員 みどり園敷地に残って
いる建物を全部壊すのか、一
部を残すのか。

答弁 敷地内のリサイクル施
設、焼却施設、事務所棟等全
て撤去するが、最終処分場が
あるため浸出処理施設のみは
残置することとなる。

委員 最終処分場はそのまま
になるのか、整地することに

なるのか。

答弁 現在受入れが終了し、
最終処分場の廃止の届出を行
った。廃止から2年間水質調
査をし、2年連続で水質が安
定すれば、跡地利用できると
考えているが、地元との協議
もあるため、10年間浸出処理
施設で浄化しながら経過観察
をする予定となっている。

委員 今回の入札に五條市内
の業者が入っていない理由は、

答弁 五條市建設工事等競争
入札参加資格のとりび・土工又
は解体工事の登録を受けた者
かつ建設業法第27条の23第1
項の規定による経営事項審査
の結果におけるとび・土工コ
ンクリート又はとび・土工コ
ンクリート解体の総合評価値
が900点以上、過去15年以
内にしゅん工した解体工事の
元請け実績を有する者という
条件に市内業者があてはまら
なかったということである。

委員 解体にかかるアスベス
トやダイオキシンの処置は、

答弁 アスベストについては、

事前調査により建屋には存在
しないことがわかっているが、
万一発見された場合、仕様書
にしたがい処置対応、ダイオ
キシンについても外に漏れな
いよう密閉処理により除染し、
無害化してから施工者が責任
を持って適切に処理すること
となっている。



（ごみ中継施設完成イメージ）

工事請負契約の締結について （ごみ中継施設建設工事）

委員 入札資格の条件と参加
できる五條市内の業者の数は、

答弁 五條市建設工事等競争
入札参加資格の建築一式の登
録を受けた者で、かつ建設業
法第27条の23第1項に規定す

る経営事項審査の結果におけ
る建築一式工事の総合評価点
が900点以上で過去15年以
内にしゅん工した建築一式工
事の元請実績を有する者とし、
五條市内では2者参加できた。

工事請負契約の締結について （五條市新庁舎（国・県・市集 約型）建設造成工事2工区）

委員 2工区と1工区の工事
内容は、

答弁 2工区は敷地周辺のブ
ロック擁壁及び調整池の設置
工事で、1工区は主に敷地中
央付近の土の移動で、盛土、
切土等の造成工事である。

委員 入札資格の条件は、

答弁 五條市建設工事等競争
入札参加資格を有する業者で
あり、五條市建設工事等競争
入札参加資格の土木一式の登
録を受けた建設業者3者で構
成される特定建設工事共同企
業体（代表者は五條市内に本
店を有し、土木一式工事の等
級がA等級のうちA1グルー
プを含む者であること）で、
過去5年以内に竣工した土木
一式工事の元請実績を有する
者となっている。



平成30年第2回6月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 退=退席 長=議長

議案名	伊谷賢司	養田全康	平岡清司	牧野雅一	吉田正	窪佳秀	岩本孝	福塚実	山口耕司	吉田雅範	藤富美恵子	大谷龍雄	議決結果
議第34号 五條市不当要求行為等防止条例の制定について (修正後の「五條市不当要求行為等防止条例」は15ページに掲載)	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	●	○	修正可決
議第35号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	●	○	長	●	●	○	○	●	○	●	○	●	否決
発議第2号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	●	○	長	●	●	●	○	●	●	●	○	退	否決
発議第3号 住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
発議第4号 地域材の利用拡大推進を求める意見書について	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
専決処分の報告、承認を求めることについて (平成29年度五條市一般会計補正予算(第9号))	農林業施設災害復旧事業に係る歳入歳出予算及び消防施設整備事業に係る繰越明許費追加の予算措置に特に緊急を要し、専決処分を行った
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市税条例等の一部改正)	地方税法等の改正に伴い、平成30年度の市税の課税に急を要し、専決処分を行った (平成30年4月1日から施行)
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市国民健康保険税条例の一部改正)	地方税法施行令の改正に伴い、平成30年度の国民健康保険税の課税に急を要し、専決処分を行った (平成30年4月1日から施行)
五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため(公布の日から施行)
五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正について	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うため (公布の日から施行、平成30年4月1日から適用)
五條市介護保険条例の一部改正について	介護保険法施行令の一部が改正されたため (平成30年8月1日から施行・経過措置)
五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため (公布の日から施行)
工事請負契約の締結について	みどり園跡地整備工事 (契約金額 381,879,360円)
工事請負契約の締結について	ごみ中継施設建設工事 (契約金額 388,800,000円)
財産の取得について	五條市立学校給食センター洗浄機1台 (契約金額 62,640,000円)

議案名	議案の概要
平成30年度五條市一般会計補正予算(第1号)議定について	補正予算額 791,620千円 (新庁舎建設事業費・生活保護総務費等の追加)
工事請負契約の締結について	五條市新庁舎(国・県・市集約型)建設造成工事2工区 (契約金額 274,955,040円)
五條市教育委員会委員の任命について	井田栄子氏の任命に同意 (任期:平成30年8月8日から3年間)
<p><報告案件></p> <p>平成29年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について</p> <p>平成29年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について</p> <p>平成29年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>平成29年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について</p> <p>平成29年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について</p>	

修正後の「五條市不当要求行為等防止条例」

(色部分が修正案による変更部分)

(目的)

第1条 この条例は、五條市職員が職務を遂行する上で受ける不当要求行為等に対して、市として統一的な対応方針等を定め、的確に対応することにより、公務の円滑かつ適切な遂行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員(議会の議員を除く。)をいう。

(2) 不当要求行為等 職員以外の者が職員に対して行う次に掲げる行為をいう。

ア 違法行為を要求する行為

イ 職員の公正な職務の遂行を妨げるおそれのある行為

ウ 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

(基本姿勢)

第3条 職員は、全体の奉仕者であることを深く認識し、市民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての資質の向上に努めるとともに、常に公共の利益の増進を目指して職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市政が市民の信託によるものであることを認識し、法令遵守の姿勢のもと、市民に対して業務について十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、違法行為又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求められたときは、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に切迫した危険が思慮される場合には、次条に定める管理監督者の指示又は職員自らの判断により、所轄の警察署長への通報その他の必要な措置を講じるものとする。

2 職員(この項において市長を除く。)は、不当要求行為等があったときは、直ちに市長が別に定める管理監督者に報告しなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、職員から前条第2項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第6条 何人も、職員に対して不当要求行為等を行ってはならない。

(五條市不当要求行為等審査会)

第7条 不当要求行為等に関する調査、審査等を行うため、五條市不当要求行為等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 市長は、不当要求行為等に関し必要と認めるときは審査会に諮問することができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審査会の委員は、学識経験者その他の法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることを妨げない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審査会の任務)

第8条 審査会は、前条第2項の規定により市長から諮問があった場合において、当該諮問に係る事案の内容が不当要求行為等に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、直ちに必要の調査を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による必要の調査の結果を市長に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により報告を行う場合には、次条に規定する警告及び市民への公表その他の必要な措置について、意見を述べるることができる。

4 審査会は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 不当要求行為等の防止に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ市長に意見を述べること。

(2) その他この条例の遵守の徹底を図ること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(不当要求行為者への警告等)

第9条 市長は、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うことができる。

2 前項の警告を行う場合において、市長は、市民への公表その他の必要な措置を講ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にもとづき警告及び市民への公表その他の必要な措置を行う場合は、前条第3項に規定する審査会の意見を尊重しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書

平成29年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、平成32年4月に施行されます。地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は1日たりとも運営できないといっても過言ではありません。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、平成30年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まります。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法が適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれています。これは改正地公法・自治法施行後も変わるものではありません。

つきましては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかるため、下記の項目について強く要望いたします。

記

- 1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- 2 勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
- 3 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年6月21日 五條市議会

地域材の利用拡大推進を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取組を総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
- 3 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用できるようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。
- 5 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年6月21日 五條市議会

編集後記

真夏の暑さが連日続きませんが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

6月に大阪府北部を震源とする地震が発生し、7月には豪雨が広範囲に被害をもたらしました。

五條市では毎年7月に防災訓練が実施されています。また、ハザードマップも作成・配布されていますが、防災意識を高めるためにも今一度ハザードマップを見直したり、家族と防災について話をする機会をもつことが大切ではないでしょうか。

我々議員も今まで以上に防災を意識して、地域のために活動してまいりたいと思います。

議会広報編集委員会



委員長 伊谷 賢司
副委員長 岩本 孝

委員 山口 耕司
吉田 正
養田 全
平岡 清司
窪 佳秀
〃 (議長)
〃 (副議長)